編集後記

宏助教授と社会倫理研究所非常勤研究員の山田

年度懇話会講師としてご来訪頂

いた中山

本号は、『社会倫理研究』第一号から第四号、名称変更後の『社会と倫理』第五号から通算して第二十号に該当する。そこで、研究所としては、記念号の編集を計画してここに上梓する運びとなった。冒頭に所長の挨拶文を掲げたのは

本の平和 それぞれ 所非常勤研究員である武者小路公秀氏を筆頭 としてお届けすることとなった。 兼ねて企画実施されたシンポジウムを今回特集 秩序か?」から始まる。 として国際書院より刊行した。 一〇〇五年九月に日豪合同ワークショップを開 内容構成は、 水本和実助教授、 その成果を『多国間主義と同盟の狭間 主義と安全保障」 「共通の人間安全保障を求めて」「日 先ず「特集 鎌田真弓教授の三名には 社会倫理研究所は、 「太平洋戦争の記憶 誰のための国際 その刊行記念を 社会倫理研究

と日豪の

『和解』」

という発題をお願いした。

画による。 特集コーナーは、 研究所としては初めての試みである。なお、本 ジウム参加者が自己の名で要録するというのは 掲載方法は二回実施したことがあるが、シンポ 論集』時代に、 掲載することが出来た。 今回は、 哲也助教授にはコメントを寄せて頂いた。 中野涼子研究員による テープ起こし原稿に手を入れた マイケル・シーゲル所員の企 『南山社会倫理研究所 「討論要録」 又 を

丸 が、 げられている。 済 を論じ、 理を伝統的自然法論の観点から論じている。又、 重要な原理として格別に補完性の原理が取り上 済に論及する「カトリック社会論と自由市場経 教授はペルソナを重視する観点から自由市場経 篇と学界展望一篇との寄稿があった。中矢俊博 は研究所関係の面々のご協力が得られ、論説七 ということもあり、多忙な中にも拘らず本号に 山雅夫所員は 次に論説のコーナーを見よう。二十号記念号 を寄稿した。そこではカトリック社会論の 「共同善と補完性原理」 林雅代所員は「『子ども期』のイデオ 山田秀所員もまた偶々であった 「少年法六一条の意義と限界」 において補完性原

> 則主義、 理学の基本的な学問方法論を周到に論じてい なるものであったか」という特色ある論題を論 究員は「明治期動物愛護運動の動機づけはい 範―信仰の人・矢内原忠雄の問題意識」という 野涼子研究員は る。 じた。奥田太郎所員は「応用倫理学の方法―原 た査読附き論文でもある。 説は研究所紀要 論題の下、意欲的な研究を展開している。 る論考であり、 ギーとアメリカ非行少年対策の展開」 両論説はともに「少年」「子ども」に関す 決疑論、 併読されるとよいであろう。 『社会と倫理』で初めて実施し 「国際関係論における倫理と規 行為者中心主義―」という倫 伊勢田哲治非常勤研 中 か

両先生には、 集との深い繋がりを考慮しての取扱いである。 島東彦教授の懇話会を再現することとした。 れは二〇〇五年度に行われた寺島俊穂教授、 教育の課題」を掲載することが出来た。 役割の一つのあり方を示唆する、 勤研究員の さて、講演のコーナーについてであるが、 学界展望は、 「大阪大学CSCDの設立と大学 ワークショップを見据えての計画 現代の大学教育における哲学の 小林傳司非常 特 ح 君

的継続的な懇話会シリーズとしてご講演してい

る。

更に、記念号であることを考慮して、研究所

ただいた経緯がある。

研究員、 を藉りて謝意を表明しておきたい。 研究所は運営されてきているのである。この場 務する所員)、客員研究所員、 第二種研究所員(学内教員で研究所の業務を兼 第一種研究所員 した。特に、 所の歴史を簡潔にご紹介するための資料を作成 記した。これだけ多くの方々に支えられながら 本号は他にも特色があり、 研究生、 研究所の組織関連で、 評議員の氏名と所属期間を明 (いわゆる専任の研究所員)、 非常勤研究員、 社会倫理研究 歴代所長、

次号は既に斬新な特集を含む編集企画が具体化されつつあり、二○○七年六月には刊行される予定である。ご期待頂きたい。又、本紀要『社会と倫理』と並んで別形式の所報(名称未定)の出版計画も検討中である。

次第である。 (奥田太郎・山田秀) 今後とも、各位のご協力ご鞭撻をお願いする

既に述べたように、本記念号において、初の既に述べたように、本記念号において、初のいま要の総目次を一括して紹介することとした。 「南山社会倫理研究」(第一号から第四号)、『社会倫理研究』(第一号から第四号)、『社会倫理研究』(第一号から第四号)、『社会心理』(第五号から第十九号)と、紀要の他の出版物に関しては、ホームページ(http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/)上でご確認頂けるように手配してある。

誌に掲載することとした。

暫定的ではあるが、

査読規程を策定し本

査読附き論文を掲載することとなった。これを

233